

決定日	番号	課長	係長	係	公印使用 承認印
年 月 日	—				

障害者控除対象者認定申請書

申請日 年 月 日

大田原市長 様

申請者[認定書を必要とする方]

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	
対 象 者 と の 続 柄	

下記の者について、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条または第7条の15の7に定める障害者又は特別障害者として認定願います。

対象者

被 保 険 者 番 号							
住 所	大田原市						
氏 名							
生 年 月 日	明治						
	大正	年	月	日			
	昭和						
提 出 代 行 者							

[ケアマネジャー等申請者以外の者が提出の場合記入]

※認定書は申請者の方あてに郵送いたします。

障害者・特別障害者であることの認定基準(大田原市)

	認 定	基 準	判 断 基 準 (65歳以上であること)
障害者	(1)知的障害者(軽度・中度)に準ず。	○知的障害者の障害の程度の判定基準(重度以外)と同程度の障害の程度であること	○要介護1から5の認定を受けていること かつ ○障害高齢者の日常生活自立度(主治医意見書記載又は訪問調査結果)がランクB、Cであること 又は ○認知症高齢者の日常生活自立度(主治医意見書記載又は訪問調査結果)がランクⅡb、Ⅲ、Ⅳ及びMであること
	(2)身体障害者(3級～6級)に準ず。	○身体障害者の障害の程度の等級表(3級～6級)と同程度の障害の程度であること	
特別障害者	(1)知的障害者(重度)に準ず。	○知的障害者の障害の程度の判定基準(重度)と同程度の障害の程度であること ○精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者と同程度の障害の程度であること	○要介護3から5の認定を受けていること かつ ○認知症高齢者の日常生活自立度(主治医意見書記載及び訪問調査結果)がランクⅡb、Ⅲ、Ⅳ及びMであること
	(2)身体障害者(1級、2級)に準ず。	○身体障害者の障害の程度の等級表(1級、2級)と同程度の障害の程度であること	○要介護3から5の認定を受けていること かつ ○障害高齢者の日常生活自立度(主治医意見書記載及び訪問調査結果)がランクB、Cであること
	(3)ねたきり高齢者	○常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること (6か月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態)	○要介護1から5の認定を受けていること かつ ○申請後、6か月を経過していること かつ ○障害高齢者の日常生活自立度(主治医意見書記載及び訪問調査結果)がランクB、Cであること

要介護度	
介護申請年月日	
介護認定年月日	

	障害高齢者の日常生活自立度	認知症高齢者の日常生活自立度
主治医意見書		
訪問調査結果		